《佐賀共栄銀行 カード規定集》

お客さまへ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お申し込みいただきましたカードは、今回お送りしますこの規定集の該当カードの各条文によりお取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

カード取扱規定

1. (カード等の利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)、貯蓄預金について発行した、きょうぎんキャッシュカード(以下「カード」といいます。)およびカード契約がある口座の普通預金通帳・貯蓄預金通帳・総合口座通帳(以下「通帳」といいます。)の現金自動預金支払機(現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。)での使用に関しては、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

なお、カードの発行にあたってはカードの種類により、当行所定の手数料をいただきます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の自動機を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れる場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当行の自動機を使用して預金口座からの振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)
- (4) 当行および出金提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務 を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動機を使用して振込 資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込を依頼する場合
- (5) その他当行所定の取引をする場合

2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 当行および入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、 自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投 入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 入金提携先の自動機により預金を預入れる場合に、第7条の自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その預入れができません。

3. (自動機でのカードによる預金の払戻し)

- (1) 当行および出金提携先の自動機を使用してカードにより預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または出金提携先所定の金額単位とします。なお、1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。 また、1日あたりの払戻しは当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および出金提携先の自動機を使用して払戻しをする場合には、払戻し金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、払戻すことはできません。

4. (自動機での通帳による預金の払戻し)

- (1) 当行カードご利用の口座にかぎり、自動機を使用して通帳により預金の払戻しをすることができます。この場合の通帳での払戻し取引には、本カード取扱規定を適用します。 なお、出金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 前項により預金の払戻しをする場合には、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、上記第3条2項および3項の各項は本取引にも適用します。
- (3) 記帳行が満行となった通帳では、通帳による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口に申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

5. (自動機による振替入金)

- (1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、払戻し口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたりおよび1日あたりの振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条の自動機利用手数料金額 との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利 用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その振替入金ができません。

6. (自動機による振込)

- (1) 当行およびカード振込提携先の自動機を使用して預金を払戻しのうえ振込の依頼をする場合には、自動機にカードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従って正確に入力してください。
 - この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前記1項の操作においては、自動機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作をされた後は、自動機による振込の訂正、組戻はできません。訂正、組戻が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 自動機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行およびカード振込提携先所 定の金額の範囲内とします。
- (4) 窓口営業時間終了後および銀行休日稼働自動機での振込依頼は、翌営業日の振込予約分と して受けつけします。
- (5) 当行およびカード振込提携先の自動機により振込の依頼をする場合に振込依頼金額と第7 条の振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合 口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえる ときは、その振込はできません。
- (6) 自動機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、自動機利用手数料金額を通帳または「キャッシュサービスご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。
- (7) 自動機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはオンラインの障害その他やむを えない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損 害については、当行は責任を負いません。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名 (署名)、暗証番号を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用時についても、この規定を適用します。

8. (自動機利用手数料等)

(1) 自動機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の自動機利用に関す

る手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

- (2) 入金提携先の自動機を使用して預金に預入れの場合には、入金提携先所定の自動機の使用 に関する自動機利用手数料をいただきます。
- (3) 当行の自動機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、カード振込提携先の自動機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料(以下、1項とあわせて「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (4) 自動機利用手数料を申し受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から 自動的に引落します。なお、入金提携先または出金提携先・カード振込提携先の手数料等 は、当行から各提携先に支払います。

9. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で預金に預入れをすることができます。この場合振込扱いといたします。なお、入金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。 なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえ、 カードとともに提出してください。この場合当行所定の方法で暗証の確認をさせていただ きます。
- (4) 停電、故障等により自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。 なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

10. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額・払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。 以下同じ。)、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機 で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。なお、払戻した 金額と自動機利用手数料金額、および振込手数料金額は別々に通帳に記載します。

11. (カード等・暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機で預入れ・払戻し・振替入金・振込の操作の際に使用されたカード等が、当行が本人に交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ該当預金の預入れ・払戻し・振替入金・振込を行います。当行の窓口においても同様にカード等を確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード等は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカード等による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カード等の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード等による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払 戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明し た場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード等および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13. (盗難カード等による払戻し等)

(1) カード等の盗難により、他人にカード等を不正使用され生じた払戻しについては、次の各

号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額の補てん を請求することができます。

- ア. カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- イ. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ 通知が行われた日の前30日間(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事 情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた 期間とします。)になされた払戻しの額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。) を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意か つ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の 4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預金払戻しまたは機械式金銭借入が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当 行は補てん責任を負いません。
- ア. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに 該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C. 被害状況についての当行に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合
- イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカード等が盗難された場合

14. (カード等の紛失、届出事項の変更等)

カード等を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、 直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に届出を行 わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (カード等の再発行等)

- (1) カード等の盗難、紛失等の場合のカード等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カード等を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

16. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行 は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先またはカード振込提携先の自動機を 使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カード等の利用停止等)

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カード等の改ざん・不正使用など当行がカード等の利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

- (3) 次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ア. 第18 条に定める規定に違反した場合
- イ. 最終取引日から5年間取引がなく、残高1000円未満の預金口座について、預金取引を 停止された場合
- ウ.カード、通帳または暗証が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当 行が判断した場合

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カード等は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

20. (規定の変更等)

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、I Cキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のI Cキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「I Cチップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、佐賀共栄銀行カード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り 扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては佐賀共栄銀行カード規定が適用 されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは佐賀共栄銀行カード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

I Cチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入支払機・振込機その他の端末(以下、「I Cキャッシュカード対応ATM等」といいます。)を利用する場合に、提供されます。

なお、ICキャッシュカードを、ICキャッシュカード対応ATM等以外の現金自動預入支払機・振込機その他の端末で利用する場合には、従来のキャッシュカードとしての利用となります。

3. (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および出金提携先の現金自動預入支払機・振込機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

I Cキャッシュカード対応ATM等の故障時には、I Cチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

(1) I Cチップの故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等において I Cチップを 読み取ることができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この 場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申 し出てください。

- (2) I Cチップ等の故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等において I Cチップ を読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合 があります。またその場合、当行所定の手数料をいただきます。

6. (特約の変更等)

この特約を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の特約を適用するものとします。

デビットカード取扱規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」という。)に対して、デビットカード(当行がカード取扱規定に基づいて発行するキャッシュカードおよび法人カード取扱規定に基づいて発行する法人キャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定のカードローンカード。以下「カード」といいます。)を呈示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定およびカードローン取扱規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- ・日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- ・規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店を締結した法人または個人
- ・規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民 法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。) に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。) に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ・停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ・1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に 満たない場合
 - ・購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ・1日あたりのカードの利用金額(カード取扱規定・法人カード取扱規定およびカードローン取扱規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ・当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ・カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引規約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

本規定に定めのない事項については、カード取扱規定、法人カード取扱規定(この双方を以下「カード規定」という。)により取扱います。カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、「預金の払戻し」とあるのは「デビットカード取引」とし、「支払機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

6. (規定の変更等)

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

カードローン取扱規定

1. (カードローンカードの利用)

カードローン契約書(以下「契約書」といいます。)にもとづいて発行したカードローンカード(以下「カード」といいます。)およびカードローン契約がある通帳の現金自動預金支払機(現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。)での使用に関しては、契約書に定める取引期限内であれば、それぞれ該当カードローン口座について、次の場合に利用することができます。

- ア. 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の自動機を使用して当座貸越または普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)に預入れる場合
- イ. 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金

融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の自動機を使用して当座貸越または普通預金の払戻しをする場合

- ウ. 当行の自動機を使用して預金口座からの振替により当座貸越または普通預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)
- エ. お支払の請求があった場合は先に普通預金から払出し、その残高がない場合(総合口座取引の場合には、総合口座取引規定による当座貸越の残高が極度に達している場合)に、カードローンをご利用できます。
- オ. 当座貸越の返済は、普通預金へ預入れのつど当座貸越の残高がなくなるまで自動的に返済 にあてます。なお、総合口座とカードローンの当座貸越が併存する場合は、カードローン による当座貸越の返済を優先させます。
- カ. その他当行所定の取引をする場合

2. (自動機による当座貸越または普通預金の預入れ)

- (1) 当行および入金提携先の自動機を使用して当座貸越または普通預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 入金提携先の自動機により預入れる場合に、第7条に規定する自動機利用手数料金額が払 戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、 その預入れができません。

3. (自動機でのカードによる当座貸越または普通預金の払戻し)

- (1) 当行および出金提携先の自動機を使用してカードにより当座貸越または普通預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、 1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日 あたりの払戻しは当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および出金提携先の自動機を使用して当座貸越または普通預金の払戻しをする場合には、払戻し金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機での通帳による当座貸越または普通預金の払戻し)

- (1) 当行カードご利用の口座にかぎり、自動機を使用して通帳により当座貸越または普通預金の払戻しをすることができます。この場合の通帳での払戻し取引には、本カードローン取扱規定を適用します。なお、出金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 前項により当座貸越または普通預金の払戻しをする場合には、自動機に通帳を挿入し、届 出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありませ ん。なお、上記第3条2項および3項の各項は本取引にも適用します。
- (3) 記帳行が満行となった通帳では、通帳による当座貸越または普通預金の払戻しはできません。この場合は、窓口に申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

5. (自動機による振替入金)

(1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、払戻し口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合における当座貸越または普通預金の払戻しについて

は、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 1回あたりおよび1日あたりの振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条の自動機利用手数料金額 との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。) をこえるときは、その振替入金ができません。

6. (自動機による振込)

当行およびカード振込提携先の自動機を使用して振込資金を当座貸越からの振替えにより払戻し、振込依頼をすることはできません。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して当座貸越または普通預金の払戻しをする場合には、当行および出金提携 先所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただ きます。
- (2) 入金提携先の自動機を使用して預入れの場合には、入金提携先所定の自動機の使用に関する自動機利用手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料を申し受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、当該口座から自動的に引落します。なお、入金提携先または出金提携先の手数料等は、当行から各提携先に支払います。

8. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当 行本支店の窓口で該当口座に預入れをすることができます。 この場合振込扱いといたします。なお、入金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当該口座の払戻しをすることができます。 なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえ、 カードとともに提出してください。この場合当行所定の方法で暗証の確認をさせていただ きます。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳 を当行の自動機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。 なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額は別々に通帳に記入します。

10. (カード等・暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機で預入れ・払戻し・振替入金の操作の際に使用されたカード等が、当行が本人に交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ該当預金の預入れ・払戻し・振替入金を行います。当行の窓口においても同様にカード等を確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード等は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカード等による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カード等の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード等による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払 戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明し た場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を 提出し、カード等および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の 調査に協力するものとします。

12. (盗難カード等による払戻し等)

- (1) カード等の盗難により、他人にカード等を不正使用され生じた払戻しについては、次の各 号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額の補てん を請求することができます。
- ア. カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- イ. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の前30日間(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた期間とします。)になされた払戻しの額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預金払戻しまたは機械式金銭借入が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当 行は補てん責任を負いません。
- ア. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに 該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C. 被害状況についての当行に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った 場合
- イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカード等が盗難された場合

13. (カード等の紛失、届出事項の変更等)

カード等を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、 直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に届出を行 わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (カード等の再発行等)

- (1)カード等の盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カード等を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先の自動機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

16. (カード期限)

- (1) 契約書に定める取引期限とします。期限切れのカードは直ちに返却してください。
- (2) 契約書に定める取引期限が延長された場合は、この期間はさらに同期間延長し、以後も同様とします。
- (3) 契約書に定める当行との取引が終了する場合には、使用中のカードは、カード期限のいか

んにかかわらず返却してください。

17. (解約、カード等の利用停止等)

- (1) 当座貸越または普通預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、 そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または総合口座取引規定 により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カード等の改ざん・不正使用など当行がカード等の利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ア. 第18条に定める規定に違反した場合
- イ. 該当口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ウ.カード、通帳または暗証が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当 行が判断した場合

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カード等は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

20. (規定の変更等)

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

SSバンクラインミニ(事業者カードローン)カード取扱規定

1. (カードの発行)

SSバンクライン・ミニ(事業者カードローン)用カード(以下「カード」という)はSSバンクラインミニ(事業者カードローン)契約書(以下「契約書」という)に基づき、当行が発行するものとします。

但し1口座につき 1 枚(本人のみ)に限定します。カードの交付を受けることにより、契約書に定める取引期限内であれば、カードローンをご利用できます。

2. (通帳の発行)

SSバンクラインミニ (事業者カードローン) 専用の通帳を発行します。(以下「通帳」という)。

3. (暗証番号の届出)

カード利用申込みにあたっては、暗証番号(4ケタの数字)を当行へお届け下さい。

4. (現金自動支払機による払戻し)

- (1) カードを現金自動支払機に挿入して、届出の暗証、金額等を現金支払機の表示に従ってボタンで操作してください。
- (2) 現金自動支払機による支払金額は、当行所定の当座貸越借入請求書(以下「請求書」という)の提出は必要ありません。
- (3) 取扱時間は営業時間内とします。

5. (窓口での払戻し)

- (1) 払戻し金額が多額のときは、当行の取引店の窓口で所定の請求書に署名、暗証番号、資金 使途、及び金額を記入のうえカードとともにお差出しください。
- (2) 取扱時間は営業時間内とします。

6. (暗証番号照合等)

- (1) 現金自動支払機により、カードを確認し、現金自動支払機操作の際使用された暗証番号と 届出の暗証番号との一致を確認のうえ、払戻した場合にカードまたは暗証番号につき偽造、 変造、盗用、その他の事故があっても、その為に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)窓口においてカードを確認し、当行所定の請求書に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払戻した場合にも、前項と同様とします。

7. (カードの紛失・盗難・カードの再発行)

- (1) カードの紛失、盗難、汚損、破損等の事故が生じた場合は、直ちにカード発行店へ書面により届出てください。また通帳を紛失された場合はカードを添えて直ちにカード発行店へ書面により届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた事故や損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カード(または通帳)の再発行については相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (障害による取引の一時停止)

現金自動支払機の故障・停電またはオンラインの取引に必要な機器・設備に障害が生じた場合、復旧までお待ちいただくことがあります。

9. (カード期限)

- (1) 契約書の契約締結日から2年又は1年を経過した応答日とします。
- (2) 契約書に定める取引期限が延長された場合は、この期間はさらに同期間延長し、以後も同様とします。
- (3) 契約書に定める当行との取引が終了する場合には、使用中のカードは、カード期限のいかんにかかわらずご返却ください。

10. (解約等)

- (1)貸越専用口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当店に ご返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用等、当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカード発行店に返却してください。

11. (譲渡、質入れの禁止)

カードは譲渡、質入れ、貸与、または他人に占有させることは一切できません。

12. (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、契約書の各条項ならびに返済用口座の規定によります。

13. (規定の変更等)

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

法人カード取扱規定

1. (カードの利用)

普通預金(以下「預金」といいます。)について発行した法人キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。) を使用して預金に預け入れをする場合。
- (2) 当行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して預金を払戻しする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振

込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼 をする場合。

(4) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (預金機による預金の預け入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預け入れは、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。また、 1回あたりの預け入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、 支払機にカードまたは通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。 この場合、通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。
- (2) 支払機による払戻しは機種により、当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、払戻請求金額と第5条第1項に規定する 自動機利用手数料金額との合計額が払戻しすることのできる金額をこえるときは、その払 戻しはできません。
- (4) 支払機を利用した通帳による払戻しについては、カード申込み時にあらかじめ通帳支払い を可能とする契約が必要です。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証とその他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。

5. (自動機利用手数料)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定の支払機・振込機 の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (代理人による預金の預け入れ・払戻しおよび振込)

代理人のためのカードは発行しません。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当 行本支店の窓口でカードにより預金を預け入れることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当 行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合当行所定の方法で暗証の確認をさせていただきます。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) やむを得ない事由による通信機器・回線等の障害によって、振込が遅延した場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

8. (カードによる預け入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預け入れ・払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の

通帳記入は、通帳が当行の預金機・支払機・振込機で使用された場合または当行本支店の 窓口に提出された場合に行います。

9. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にもすみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) カードの盗難・紛失などの事故が生じたときまたは代表者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに代表者から書面によって当店へ届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは、当行に届出の使用者が利用し、カードおよびカードに使用する暗証は、使用者が責任をもって管理してください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用・その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書・諸届・その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

11. (預金機・支払機・振込機の操作等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、 当行は責任を負いません。

12. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん・不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用 をお断りすることがあります。この場合当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店 に返却してください。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (カードの利用制限)

本カードは、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関の支払機では利用できません。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

16. (規定の変更等)

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以上